



PwCベトナムニュースブリーフ

ベトナムに拠点を有しない外国貿易業者の定義
に関する商工省(MoIT)の見解

ご一読ください

このニュースブリーフは、みなし輸出入(ICEI)取引を実行するためにはICEI取引における外国貿易業者はベトナムに拠点を有していてはならない、という要件に関する情報のアップデートです(2024年8月23日付のニュースブリーフも併せてご参照ください)。



ベトナムにおけるICEI取引： ベトナムに拠点を持たない外国貿易業者の定義に 関するMoITの見解

現在、税関総局(GDC)は企業に対し、外国貿易管理法05/2017/QH14および政令90/2007/ND-CPに基づき、要件を満たしているかどうかを判断するよう指示しています。これらの法令では当該要件につき、次のように規定しています。

「ベトナムに拠点を持たない外国貿易業者」とは、投資法、商法、または企業法で定められた形態でベトナムにおいて投資活動および事業活動を行っておらず、また商法または企業法の規定に基づきベトナムに駐在員事務所または支店を設立していない外国貿易業者を指す。

これは、単にベトナムに子会社を持つ外国企業であってもICEI取引が不可能となってしまうことから、特に懸念されています。2024年6月10日、GDCは、当該問題について協議するためにMoITと計画投資省に書簡を送りました。

2024年7月22日、MoITはGDCに対する回答としてオフィシャルレター399/XNK-THCSを発行しました。MoITは、オフィシャルレターの中で、外国貿易管理法第3条第5項および政令第90号における「ベトナムに拠点を持たない外国貿易業者」の定義は外国貿易業者の輸出入権の決定に関してのみ適用され、他の目的には適用されないとの見解を表明しました。

したがって、MoITは、GDCがICEI取引の可否を判断する際に、外国貿易業者がベトナムに拠点を有しているかどうかを判断することが困難なのであれば、GDCが「ベトナムに拠点を持たない外国貿易業者」の独自の定義を策定することを検討すべきであるとの見解を示しました。

MoITのオフィシャルレターに対するGDCの対応については引き続き注視し、今後も適宜お知らせします。

本件に関して支援が必要な場合には、PwCの担当者までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。



ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com

ホーチミンオフィス：



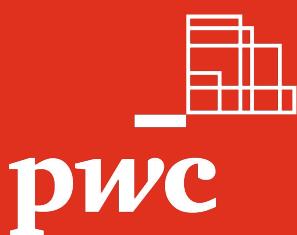
塚本 裕之 / Hiroyuki Tsukamoto
マネージャー
+84 76 471 6470
tsukamoto.hiroyuki@pwc.com



小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure
シニアマネージャー
+84 32 543 6850
kogure.hiroyuki@pwc.com



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



www.pwc.com/vn



©2024 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

If you wish to be removed from our mailing list, please click on the 'unsubscribe' link above.